

## 新型コロナの検査結果で陽性になった方へ

### 1 陽性が判明したら

#### ① 結果が連絡されます

診断した医療機関や検査を受けた保健所から検査結果の連絡があります。

※市販されているキットで陽性が判明した場合など医療機関や保健所の主導による検査でない場合は、まずは医療機関を受診し、医師の指示や判断を受けてください。

#### ② 積極的疫学調査にご協力ください

お住まいを管轄する保健所から連絡があります。保健所では陽性と判断された方などに聞き取り調査を行います。調査の目的は、ご本人の症状の確認や、濃厚接触者を特定し検査をご案内するなど、感染の拡大防止をするためです。症状のほか、発症する2週間前から現在までの行動などについてお伺いするため少々お時間がかかりますが、ご協力をお願いします。

#### ③ 療養場所が決定されます

一人ひとりの状況に応じて療養場所が決定されます。症状の重い方や基礎疾患をお持ちの方など、医師に入院の必要があると判断された方は入院治療となります。

無症状や軽症で入院の必要がないと判断された方は、症状やご家族、お住まいの状況に応じて、宿泊療養施設や自宅で療養していただきます。

- 療養場所が決定するまでは自宅で待機し、外出は避けてください。なお結果が陽性と判明していない同居者とは可能な限り生活空間を分けてください。
- 診断した医療機関がお住まいの市町以外の場合や流行状況によっては、診断後に保健所から連絡が入るまでに時間を要することがあります。医師から診断の連絡を受けてから2日経過しても保健所から連絡がない場合は、お手数ですが、お住まいを管轄する保健所にご相談ください。
- 聞き取り調査のあとでも、行動や接触者について思い出したことがありましたら、すぐに保健所にご連絡ください。

### 2 療養期間の目安

#### ① 症状のある方

原則発症日から10日間経過し、かつ症状が軽快後72時間を経過するまで。

#### ② 症状のない方

原則陽性と判定された検査の検体採取日から10日間経過するまで。

- 症状によっては医師の判断で療養期間を延長することがあります。
- 陽性診断後の新型コロナウイルス感染症の入院・宿泊療養については公費負担制度があります。  
※一部自己負担が発生する場合がありますので、入院や宿泊療養する際に、事前にご確認ください。

### 3 療養期間中の過ごし方について

#### ① 健康観察

宿泊療養の方は毎日、体温や酸素飽和度の測定等の健康観察を行っていただき、療養施設のスタッフが確認いたします。自宅療養の場合、毎日検温し、パルスオキシメーターがある場合は測定した値も含めてご報告ください。

それ以外にも体調の変化がありましたら、療養施設や保健所にご連絡ください。

#### ② 症状が悪くなったとき

療養期間中に体調が悪くなったとき、自宅療養の場合は保健所に、宿泊療養の場合は療養施設にすみやかにご連絡ください。必要に応じて、診察や入院の調整を行います。

- 宿泊療養施設への入所や自宅療養中の留意点等についての詳細は栃木県ホームページ「栃木県内の宿泊療養施設について」、「自宅で療養される方へ」をご覧ください。

### 4 療養が終了したら

#### ① 体調管理

療養期間が終了しても、4週間程度は体調に気をつけ、引き続き感染予防対策を心がけてください。

体調不良時は、かかりつけ医に相談しましょう。

#### ② 仕事や学業への復帰

療養期間が終了すれば、仕事・学業への復帰は可能です。日常生活に関する制限もありません。仕事への復帰時期については職場にご相談ください。

#### ③ 陰性証明

新型コロナでは、感染判明後1か月程度（平均20日間）はPCR検査での陽性が続くとされています。しかし、発症日より10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過すればすでに感染性はありませんので、陰性証明（コロナウイルス感染症が治ったことの証明）のためにPCR検査を受けて確認する必要はありません。